

森林整備革新的取組支援事業の募集のお知らせ

あなたも地域
林業の先駆者に
なりませんか

森林整備革新的取組支援事業とは…

地球温暖化が叫ばれ、また林業の再生が期待されている今だからこそ、森林施業の抜本的なコストダウンへの挑戦が必要です。本事業は、そうした試行的な取り組みを公募により選定し、支援することを目的としています。

本事業は、林野庁が推進する「新生産システム」¹の下、平成21年度補助事業「革新的施業技術等取組支援事業」を活用して実施するものです。

1 募集する事業

当該地域において実績が乏しいものの、人工林施業の抜本的コストダウンに資する事業

(例:大苗を活用した疎植と下刈の省力化による低コスト造林、低コスト路網の高密度整備と高性能林業機械を活用した効率的な間伐、等)

2 支援内容

苗木代等資機材購入費、賃金(伐倒・造林作業員、オペレーター等)、森林保険料、機械運搬費、講師謝金、機械損料等の対象経費につき定額助成

(ただし、林業機械レンタル料については1/2以内)

なお、助成限度額は600万円以内

3 募集対象者・団体

森林組合、造林・素材生産業者、林研グループ、森林所有者、林業技術・研究機関等

4 事業実施地域

新生産システムモデル地域に該当する地域²

また対象森林は、原則、国有林、公有林を除く民有林

5 実施期間

平成21年度から平成22年度まで

(単年度計画又は複数年計画を応募可能)

6 その他の主な要件

林業普及指導機関(都道府県・大学・研究機関・コンサル等)の推薦があること

実施箇所を活用した普及活動を予定していること
本事業による試行の結果、問題がないことが確認された場合、事業を拡大する予定地が確保(試行実施規模のおおむね2倍以上)されていること
林業普及指導機関から指導を受ける等、連携して本事業の生産性及びコスト分析を行うこと

7 審査結果の通知等

審査の結果について、応募申請者に対して本会から文書で通知するとともに、選定された事業概要を公表



ロングリーチグラップルを活用した間伐(株カネキ野村木材店)

1:新生産システム

施業の集約化、低コストで安定的な原木供給、ニーズに対応した流通加工を推進する取り組みを全国から選定された11モデル地域内において集中的に実施するもの。

2:新生産システムモデル地域に該当する地域

秋田県、岐阜県、愛知県、三重県、岡山県、高知県、徳島県、熊本県、大分県、宮崎県の全域、福島県、茨城県、愛媛県、鹿児島県の一部

プランティングチューブによるコンテナ苗の植栽(前田林業株)



募集期間

平成21年4月27日(月)

～ 5月31日(日)(当日消印有効)

問い合わせ先及び応募先

全国森林組合連合会 林政・組織部 林政課 (担当者:村岡、中原)

〒101-0047 東京都千代田区内神田1丁目1番12号 コープビル8階

TEL:03-3294-9719 FAX:03-3293-4726 E-mail:muraoka@zenmori.org URL:http://www.zenmori.org/

募集要領や応募申請書様式等詳細はホームページをご覧ください。

平成21年度 森林整備革新的取組支援事業募集要領

はじめに

全国森林組合連合会（以下「本会」という。）は、平成21年度に林野庁が実施する革新的施業技術等取組支援事業のうち、本会が実施する森林整備革新的取組支援事業（以下、「本事業」という。）について下記の要領で募集します。

1. 事業の目的

森林所有者の森林整備意欲の低下が顕著になっている中で、森林所有者による森林整備を確保していくためには、林業の採算性の向上を図ることが不可欠であることから、これを実現させるためには、森林施業や生産・流通コストの徹底した縮減、木材の付加価値の向上、施業の集約化・団地化に意欲的な地域の林業生産活動の中核となる林業事業体の育成、林業事業体・木材加工業者等の連携による木材の安定供給と利用の拡大、路網や高性能林業機械など基盤整備を集中的かつ総合的に推進していくことが重要となります。

このため、林野庁では、平成18年度から利用可能な資源状態にある人工林が、まとまって存在する地域を選択し、全国のモデル地域として、これらの施策を総合的に講じる「新生産システム」を展開し、林業の再生に取り組むこととしています。

本事業は、この「新生産システム」の下、森林施業や木材生産の抜本的なコストダウンに資する施業技術の試行的実施を図る取組に対する支援を通じて、当該地域における林業コスト全般の縮減を図り、「新生産システム」を支えるものです。

2. 応募要件

(1) 応募対象となる地域等の要件

新生産システムモデル地域を対象とします（別紙参照）。

また、対象森林は、原則、国有林、公有林を除く民有林です。

(2) 応募者の要件

新生産システムモデル地域内で活動を行う森林組合、造林・素材生産業者、林研グループ、森林所有者、林業技術・研究機関（ただし、地方公共団体の機関を除く）等とします。

(3) その他の要件

事業の高い波及効果を確保するために、下記の事項を応募の要件とします。

林業普及指導機関（都道府県・大学・研究機関・コンサル等）の推薦等を得ていること
実施箇所を活用した普及活動などが予定されていること

事業を拡大する予定地が確保（試行実施規模の概ね2倍以上）されていること

林業普及指導機関から指導を受ける等、連携して本事業の生産性及びコスト分析を行うこと

3. 助成内容及び助成対象経費

(1) 助成内容

応募者の活動する地域において実績は乏しいものの人工林施業の抜本的なコストダウンに資すると認められる施業技術を試行的に実施するために必要な経費を助成します。

助成内容の例

現地調査等（立木調査、工程調査、生産性・コスト分析等）

講師や技術者を迎えての現地指導・研修（ただし、視察調査・研修は助成対象外）

施業技術の試行的実施（植付、下刈、間伐等の施業の実施）

事業報告書の作成

(2) 助成対象経費の範囲

助成の対象となる経費(別表)については、事業の実施に直接必要な経費のうち以下の経費とします。

応募に当たっては、平成21年度における事業の実施に必要な額を算出していただきますが、実際に交付される助成金の額は、応募申請書に記載された事業内容等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請額とは一致しません。

また、所要額については消費税抜きで計上して下さい。

技術者給

「技術者給」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務(工程調査等専門的知識・技術を要する現地調査・分析等)について、当該事業を実施する事業実施主体が、実働に応じた対価とし、日当たり単価に事業に従事した日数を乗じた額とします。また、日当たり単価の算定については、事業に直接従事した者に係る基本給、諸手当(超過勤務手当は含まれません)、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労日数で除した額とします。(算定に当たっては、退職給与引当に要する経費は含まれません)。

賃金

「賃金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務(抜本的なコストダウンに資する森林施業(造林・保育・間伐等の作業)や資料整理、補助、事業資料の収集等)について、当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価です。

賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要があります。

なお、賃金には、扶養手当等の諸手当、雇用保険料、健康保険料、林業退職金共済等は含まれません。

謝金

「謝金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる研修会等における専門的知識の提供等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費です。

謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要があります。

なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできません。

旅費

「旅費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる講師の研修会への派遣や技術者の現地調査等の実施に必要な経費です。

使用料及び賃借料

「使用料及び賃借料」とは、事業を実施するために追加的に必要となる器具機械、会場、車両、林業機械損料等の借上げや物品等の使用に必要な経費とします。(通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まれません)。

ただし、林業機械レンタル料の助成率は1/2以内とします。

需用費

「需用費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる資料等の印刷に必要な印刷製本費、各種事務用品等の消耗品費等の経費とします。(通常の団体運営に伴って発生する経費は含まれません)。

役務費

「役務費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる労災保険料(賃金のうち森林施業(造林・保育・間伐等の作業)に係るもの)、森林保険料、郵便料、機械の運搬料、諸物品の運賃の支払に必要な経費です。

備品・資機材購入費

「備品・資機材購入費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる苗木代、燃料費等の購入に必要な経費です。

(3) 助成できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、以下の経費は提案することができません。

建物等施設の建設、不動産・林業機械取得等に関する経費

事業の実施に関連のない経費

事業を実施する上で生じる消費税

4. 助成金の額、助成率

助成金の額は、原則 600 万円以内とし、助成率は、助成金の額の範囲内で事業の実施に必要な経費の定額を助成します。ただし、林業機械レンタル料の助成率については 1/2 以内とします。

なお、申請のあった金額については、助成対象経費等の精査により減額することもありますので御留意ください。

5. 事業の種類等

(1) 事業の種類

本事業について、単年度の事業または複数年度にわたる事業を計画することができることとします。

複数年にわたる事業については、助成金の交付決定後、事業の進捗状況等の評価及び予算等により複数年行わせることが望ましいと判断されるものに限り、次年度以降についても助成金が交付されることとなります。

(2) 複数年にわたる事業の条件

複数年にわたる事業についても、各年度において抜本的なコストダウンが図れる事業であることを条件とします。トータルでコストダウンが図れるが、事業実施期間の各年度ごとにコストダウンが図れないものは対象となりません。(ただし、苗木培養や植付等造林系の取組については該当しないこともあります。)

6. 事業実施期間

事業実施期間は、平成 21 年度～平成 22 年度とします。

7. 選定審査

(1) 審査方法

本会が設置する森林整備革新的取組支援事業選定審査委員会(以下「選定審査委員会」という。)の審査を経て選定します。選定審査委員会及び審査過程は公平を期すため非公開とします。

なお、本会から応募申請内容等について問合せを行う場合があります。また、選定に当たって、直接申請者から事業の説明を受ける場合があります。

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、応募申請者に対して本会から文書で通知するとともに、選定された事業概要について一般に公表します。

8．事業の実施及び助成金の交付に必要な手続等

- (1) 選定通知を受けた後、助成金交付申請書を提出していただきます。
- (2) 本事業は平成22年2月中に完了することとし、完了後、事業実績報告書に必要な書類を添付して、平成22年2月末日までに提出していただきます。
ただし、3月に植付を伴う事業に限っては、事業実績報告書の提出期限は平成22年3月25日までとなります。
複数年にわたる事業であっても、各年度ごとに上記期限までに実績報告書を提出していただきます。
- (3) 助成を受けた者は、本事業終了後5年間、関係する帳簿、会計書類の伝票等について保存していただきます。

9．応募に必要な書類

- (1) 所定の応募申請書を提出して下さい。
応募申請書様式はホームページ(トップページの最新トピックス)から入手できます。
また、お問い合わせに応じて事務局が郵送いたします。
- (2) (1)の応募申請書以外に、事業内容を説明するために必要とする資料を添付することもできます。
- (3) 提出された応募申請書は選定審査以外には使用しません。なお、応募申請書は返却いたしません。

10．募集期間

応募の受付は平成21年4月27日(月)から5月31日(日)まで行います(応募締切当日消印まで有効)。

11．応募申請書の提出先及び問い合わせ先

応募申請書等の提出先及び事業内容や募集要領についてのお問い合わせは、下記をお願いします。なお、応募申請書は持参又は郵送、運送することとします。

12．助成金交付決定者(以下「事業実施主体」という。)に係る責務等

助成金の交付を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任をもたなければなりません。特に、交付申請書(採択決定後、助成金の交付を受けるために提出することとなっている申請書)の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、適時適切に行う必要があります。

(2) 助成金の経理管理

事業実施主体は、交付を受けた助成金の経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき、適正に執行する必要があります。

事業実施主体は、助成事業の実施に当たっては、本事業と他の事業の経理を区分し、助成金の経理を明確にする必要があります。

(3) 知的財産権の帰属等

本事業により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデー

データベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)は、発明者に帰属します。

(4) 調査等への協力

助成期間中に、本会の職員等による現地調査を行うことがあるほか、施業技術の普及のため、発表会への参加、事例集の作成、視察の受入れ等の協力依頼をすることがあります。

平成21年4月21日

全国森林組合連合会

全国森林組合連合会 森林整備革新的取組支援事業担当事務局(担当者:村岡、中原)
〒101-0047 東京都千代田区内神田1丁目1番12号 コープビル8階
TEL:03-3294-9719 FAX:03-3293-4726
E-mail:muraoka@zenmori.org URL:http://www.zenmori.org/
ホームページ(トップページの最新トピックス)から募集要領や応募申請書様式を
入手することができます。

別表(2.(1)関係)

モデル地域一覧

新生産システムモデル (基本構想) 名	都道府県	対象区域	
		対象流域	対象市町村
秋田	秋田県	米代川、雄物川、子吉川	秋田県全域
奥久慈八溝	福島県	阿武隈川 奥久慈	白河市一円、西白河郡一円 東白川郡一円
	茨城県	八溝多賀	日立市一円、常陸太田市一円、高萩市一円、 北茨城市一円、常陸大宮市一円、久慈郡一円
岐阜広域	岐阜県	宮・庄川、飛騨川、長良川、揖斐川、木曾川	岐阜県全域
中日本圏域	岐阜県	宮・庄川、飛騨川、長良川、揖斐川、木曾川	岐阜県全域
	愛知県	尾張西三河、東三河	愛知県全域
	三重県	伊賀、北伊勢、南伊勢、尾鷲熊野	三重県全域
岡山	岡山県	高梁川下流、旭川、吉井川	岡山県全域
四国地域	徳島県	吉野川、那賀・海部川	徳島県全域
	愛媛県	東予 中予山岳	新居浜市一円、西条市一円、四国中央市一円 上浮穴郡一円
	高知県	四万十川	須崎市一円、宿毛市一円、土佐清水市一円、 四万十市一円、高岡郡のうち佐川町・越知町 及び日高村を除く地域、幡多郡一円
		嶺北仁淀	土佐市一円、長岡郡一円、土佐郡一円、吾川 郡一円、高岡郡佐川町、越知町及び日高村
高知中央・ 東部地域	高知県	嶺北仁淀	土佐市一円、長岡郡一円、土佐郡一円、吾川 郡一円、高岡郡佐川町、越知町及び日高村
		高知	高知市一円、南国市一円、香南市一円、香美 市一円
		安芸	室戸市一円、安芸市一円、安芸郡一円
熊本	熊本県	白川・菊池川、緑川、球磨川、天草	熊本県全域
大分	大分県	大分北部、大分中部、大分南部、大分西部	大分県全域
宮崎	宮崎県	五ヶ瀬川、耳川、一ツ瀬川、大淀川、広渡川	宮崎県全域
鹿児島圏域	鹿児島県	北薩、始良、南薩、大隈、熊毛	奄美大島流域(奄美市一円、大島郡一円)を除く鹿児島県全域

当該区域のうち、福島市一円、郡山市一円、須賀川市一円、二本松市一円、田村市一円、伊達市一円、伊達郡一円、安達郡一円、岩瀬郡一円、石川郡一円、田村郡一円を除く地域

別表(3.(2)関係)

経費	助成率	重要な変更		助成対象経費
		経費の配分の変更	事業内容の変更	
人工林施業の抜本的なコストダウンに資する施業技術の試行的実施に必要な経費	定額 ただし、林業機械レンタル料は1/2以内の助成	1 助成対象経費の欄に掲げる林業機械レンタル料から他の経費への増 2 事業の延期	作業システムや林業機械の変更等本事業実施の重要な事項の変更	ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 エ 旅費 オ 使用料及び賃借料 カ 需用費 キ 役務費 ク 備品・資機材購入費

平成 2 1 年度森林整備革新的取組支援事業応募申請書

全 国 森 林 組 合 連 合 会
代 表 理 事 会 長 國 井 常 夫 様

申 請 者 名

平成 2 1 年度森林整備革新的取組支援事業について、下記のとおり事業を実施したいので申請します。

記

1 . 申請者の概要

申請者 名 称	フリガナ			
代表者 役職・氏名	フリガナ		フリガナ	
	役 職		氏 名	
申請者 住所・連絡先	フリガナ			
	郵便番号	〒		
	住 所			
	T E L		F A X	
事業担当者 役職・氏名 連絡先	フリガナ		フリガナ	
	役 職		氏 名	
	T E L		F A X	
	Mail		携帯電話	
	フリガナ		フリガナ	
	役 職		氏 名	
	T E L		F A X	
	Mail		携帯電話	
主な業務内容				

2. 事業実績

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	備考
素材生産量	m ³	m ³	m ³	
うち間伐	m ³	m ³	m ³	
間伐面積	ha	ha	ha	
造林面積	ha	ha	ha	
林道開設	m	m	m	
作業道開設	m	m	m	
その他事業実績				

「その他実績」欄は、上記以外の事業実績（林業体験教室開催等）があれば記載ください。

3. 人員体制

職員	常勤	その他	計	備考
			0	
現場作業員	直庸	請負	計	備考
			0	
実施体制	実施班	班数	人数	外注先
	外注	1	5	革新林業株式会社

記入事例

「実施体制」欄の「実施班」欄は、本事業を実施する予定（"直庸""請負""外注"のいずれか）を記入し、「外注」する場合には「外注先」欄にも記入ください。

4. 保有する高性能林業機械等

	機械の種類	仕様・規格等	使用年数	保有区分	本事業での使用
1	ハーベスタ	ベースマシン0.25m ³ ・6t	3	自己所有	
2					
3					
4					
5					
6					
7					

記入事例

- 高性能機械でなくとも、林産事業で使用するグラブブル・バックホー・集材機・林内作業車等記入ください。
- 「保有区分」欄には、「自己所有」「リース」「レンタル」のいずれかを記入ください。
- 「本事業での使用」欄では、本事業で使用する予定（レンタル、リース含む）の機械に を付けてください。

5. 事業名と実施場所

事業名					
モデル地域名			流域名		
事業対象森林の所在地					
事業対象森林の所有者					
事業対象森林の現況					
位置図を添付してください。	実施面積(ha)	樹種	林齢	平均傾斜	地形地質・その他

7. コストダウン等についての目標等

現行の森林施業のコスト及び本事業の実施によるコスト等の目標を記入してください。
また、複数年度にわたる計画は各年度のコストダウンの目標を記入してください。

搬出間伐を実施する場合

	従来のシステム	新しいシステム	備 考
(1)間伐率（材積率）	%	%	
(2)間伐手法			
(3)素材生産見込み量	m ³ /ha	m ³ /ha	
(4)間伐の労働生産性	m ³ /人日	m ³ /人日	
(5)間伐の生産コスト	円/m ³	円/m ³	

- 1 間伐率は材積率によるものとし、間伐手法は定性、列状等を記入してください。
- 2 素材生産見込み量は、本事業実施箇所での従来及び新システムで生産した場合の見込み量を記入してください。
- 3 間伐の労働生産性及び生産コストは、従来のシステムで実施した場合の平均的な数値を、新しいシステムで実施した場合の目標とする数値を記入してください。
- 4 労働生産性及び生産コストは、「伐倒～集材～造材～山土場までの搬出」について記入してください。山土場から市場までの分は含めず、造材後市場に直送する場合は、造材までの分で記入してください。

作業道等路網の開設を実施する場合

	従来のシステム	新しいシステム	備 考
(1)路網開設距離	m	m	「従来」は既設開設距離 「新」は新規開設距離
(2)路網の規格 (路肩含む全幅員)	m	m	
(3)路網密度	m/ha	m/ha	
(4)路網開設の 労働生産性	m/人日	m/人日	
(5)路網開設コスト	円/m	円/m	
(6)その他路網の特徴			

「その他路網の特徴」欄に路網開設手法(大橋式・四万十式等)や使用資材等について記入してください。

上記、以外（植栽等）については、従来のシステムと新しいシステムの労働生産性やコスト等が分かるように記述して下さい。

8．今後の事業予定

事業予定森林 の所在地	
事業予定森林 の所有者	
事業計画	
今後の事業予定が無い場合は、今後の予定地確保の目途を具体的に記載してください。	

9．実施場所を活用した普及活動

新しい施業技術の地域への普及について具体的に記載してください。

--

10. 技術指導を受ける場合の計画等

指導者 所属	
指導予定期間	
指導予定内容	

11. 他団体と連携する場合の計画等

連携先		担当者 氏名	
連携内容			

12. コスト分析の指導を受ける林業普及指導機関（都道府県・大学・研究機関・コンサル等）

林業普及 指導機関	
--------------	--

13. 林業普及指導機関からの評価、推薦等

林業普及 指導機関	
評価、推薦 内容	

推薦状を添付してください。

14. 森林施業のコストダウンに関する事業の実績（直近3年。21年度に応募予定のものを含む）

事業名	林業生産流通革新的取組支援事業		
助成主体	日本林業技士会	実施年度	平成18年・平成19年 平成20年・平成21年(予定)
事業内容			
事業名			
助成主体		実施年度	平成18年・平成19年 平成20年・平成21年(予定)
事業内容			

15 . 収支予算計画書

(1)収入計画

項目	調達先	金額(円)	備考
助成金(定額分) = 合計	全国森林組合連合会	0	本申請により得ようとする助成金
助成金(1/2以内) = 合計	全国森林組合連合会	0	林業機械レンタル料は1/2以内助成
助成金合計 = 合計 + 合計		0	
自己負担金額 = 合計		0	林業機械レンタル料の負担分を含む
事業費合計 = 合計		0	

(2)支出計画

経費区分	定額 助成金額	1/2以内 助成金額	自己負担 金額	小計 (+ +)	積算(の内訳)			
					細目	単価	数量	計
助成対象内	1 技術者給			0				
	2 賃金			0				
	3 謝金			0				
	4 旅費			0				
	5 使用料及び賃借料	0	0	0	0			
	. 定額分				0			
	. 1/2以内分				0			
	6 需用費				0			
	7 役務費				0			
	8 備品・資機材購入費				0			
小計 A	0	0	0	0				
助成対象外	1 備品購入費			0				
	2 外部委託費			0				
	3 その他			0				
	小計 B			0	0			
合計(小計A+B)	0	0	0	0	合計が事業費総額			
助成金合計	0		合計+ 合計					

- 1 収入・支出計画は21年度分のみを消費税抜きで記入してください。
- 2 支出計画のうち「5 使用料及び賃借料 .1/2以内分」は、林業機械のレンタル料になります。
- 3 積算の細目は作業種や機種等ごとに記入して下さい。(例：賃金の場合 立木調査・作業道開設・伐倒・造林・集材等に分けて記入)

16 . その他添付資料

直近の役員名簿と総会資料(決算資料)、林業普及指導機関からの推薦状を添付して下さい。
事業対象森林の位置図、施業内容の詳細を示す図面等、その他参考となる資料を添付して下さい。